

職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属	職名	年齢
都市計画部	主任	40歳

2 事案の概要

被処分者は、令和元年度の新築家屋の調査において、住宅の認定基準を誤って建築主に説明した。その結果、当該建築主が認定基準上は不要な設備を設置することとなり、当該建築主にこれらの設備の設置及び撤去に係る費用分の損害（約100万円）を発生させたもの。

3 処分内容

戒告

4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条第1項）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

5 処分年月日

令和4年3月30日

6 再発防止策

令和2年度及び令和3年度において、家屋係員に対し、住宅認定基準及び住宅完成要件についての研修を実施した。

問い合わせ先
職員課人事係
電話 027-898-6507